Ⅳ　資料編

Ⅳ　資料編

用語解説

◇　**アクセス**

接近、近づきやすさなどの意味。ある目的地への到達のし易さを表すのに、アクセスがよい、などという。

◇　**アンテナショップ**

新商品などを試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことからいう。

◇　**インタープリター**

自然観察や自然体験などを通じ、自然や歴史について解説する人。

◇　**エコツーリズム**

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ、その自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

◇　**ＮＰＯ**

Non-Profit Organization の略。ボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的とすることなく社会に対するサービスを提供する民間非営利組織。

◇　**温暖化ガス**

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射している。大気中に赤外線を吸収する気体があると、地表は日射による加温以上に温まり、温室効果がもたらされる。こうした性質を持った気体を温暖化ガスという。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどがある。

◇　**かかりつけ医**

地域住民に優良な医療を提供し、地域において保健医療を効果的に推進するため、患者との信頼関係に基づいて医療のすべて（患者の健康管理から傷病の診断・治療・機能回復訓練・療養上の生活指導にいたるまでをいう。）に継続的にかかわる医師。

◇　**キスアンドライド**

自宅から駅またはバス停まで自動車等で家族（主に配偶者）に送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。

◇　**行政評価**

行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や成果、効率性などを数値等で客観的に把握、評価し、その結果を次の計画や予算に反映させる手法。

◇　**クリプトスポリジウム**

胞子虫類コクシジウム目の原虫。人畜共通の消化管内寄生虫で、寄生によりクリプトスポリジウム症を引き起こす。

◇　**グリーン・ツーリズム**

農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。近年は、田植え・稲刈り等農作業への参加等の農業・農村体験から、学校教育を通じた体験学習、産直等農産物の販売やふるさとまつり等のイベントまで､広く都市農村交流一般を指すことが多い。

◇　**ケアマネージャー**

介護保険サービスにおいて、利用者（要介護者）からの相談に応じ、その希望や心身の状態等を考慮して、在宅又は施設での適切な介護サービスが受けることができるよう支援する専門家をいう。

◇　**国土利用計画**

国土利用計画法に基づいて策定される、国土利用に関する最も基本的な計画。全国計画、都道府県計画、市町村計画の３段階があり、それぞれ土地の利用目的に応じた規模の目標や地域別の整備施策等を定めるもの。

◇　**コーディネーター**

物事の調整・まとめ役をいう。

◇　**コミュニティ**

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域やその人々の集団、地域社会、共同体などをいう。

◇　**ジアルジア**

鞭毛虫類の原生動物。人畜共通の消化管内寄生虫で、寄生によりジアルジア症を引き起こ

す。

◇　**サポーター**

支持者や支えとなるものをいう。

◇　**循環型社会**

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー面でより一層の循環・効率化を進め、不要物の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とする経済社会システムが確立されている社会。

◇　**食育**

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み。

◇　**高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）**

臨時的､短期的な就業を希望するおおむね６０歳以上の健康で働く意欲のある人を対象に、それぞれの希望と能力に応じて組織的に仕事を提供する団体。

◇　**新エネルギー**

資源の制約が少なく、環境負荷の小さいクリーンなエネルギー。太陽、風力、地熱、水力などの「自然エネルギー」･「再生可能エネルギー」、ごみ焼却廃熱や下水熱などの「リサイクルエネルギー」、コージェネレーション（燃料を燃やして発電する際に生じる余った蒸気や熱水を暖房・冷房などに利用するシステム）などの「高効率エネルギー」がある。

◇　**セキュリティ**

安全や防犯、安全保障などをいう。

◇　**セクシャルハラスメント**

労働や教育など、公的な文脈における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。性的いやがらせ。性的脅迫。

◇　**男女共同参画社会**

平成１１年６月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保さ

れ、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

◇　地域ケア体制

援護を必要とする高齢者等が、住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活ができるよう、ボランティア等も含めたさまざまな主体の参画のもとに多様な保健・医療・福祉のサービスを総合的に提供する仕組み。

◇　地域支援事業

地域住民が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、市町村が主体となって支援する事業のこと。運動器の機能向上・栄養改善などの介護予防プログラムの提供や介護予防に関する普及啓発、虐待防止、早期発見を含む権利擁護や総合相談などが行われる。

◇　地産地消

「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農産物を地域で消費する」こと。

◇　チームティーチング

複数の教師が指導計画の作成や授業の実施、教育評価などに協力してあたることをいう。

◇　テーマコミュニティ

特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティをいう。

◇　電子自治体

高度に電子化された住民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで住民に提供できる自治体。より便利で質の高いサービスを住民に提供することを目的としている。

◇　都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市のビジョン・都市計画の方針・地域別の都市づくりの方針等を定めるもの。

◇　ニート

無職の若者。職業にも学業にも職業訓練にも就いてない（就こうとしない）人。

◇　**ノーマライゼーション**

高齢者や若者も、障害のある人もない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きぬくような社会こそ、正常であるという考え方。

◇　**バイオマスエネルギー**

生物体（バイオマス）を構成する有機物を燃料等の形で取り出し、エネルギーとして利用しようとするもの。方法としては、①バイオマスが含む石油成分を抽出する、②特殊な海藻（ケルプ）や廃棄物バイオマスをメタン発酵、アルコール発酵などで燃料とする、③ふんやし尿をメタン発酵させる、④水素発生藻や菌から水素をとったり、葉緑体で太陽電池をつくる、などがある。

◇　**ハザードマップ**

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

◇　**パークアンドライド**

都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車等を郊外の鉄道駅又はバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

◇　**バリアフリー**

高齢者や障害者等が行う諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くことの総称であるが、人の自由な行動等を妨げる広い意味での障壁をなくすることにも用いている。

◇　**フリーター**

定職に就かず、アルバイトで生計を立てる人。就労意識の変化により、働き方のひとつとして定着。

◇　**プロジェクトチーム**

組織や企業活動などで、特別な目的のために編成されたチームなどをいう。

◇　**ホームヘルプサービス**

日常生活に支障がある高齢者、障害者等がいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等を行うサービス。

◇　**マスタープラン**

全体の基本となる計画または設計をいう。

◇　**マニュアル**

手引き書や取扱説明書などをいう。

◇　**マネジメント**

管理や経営をいう。人・賃金・時間などを最も効率的に用い、組織や企業を維持・発展させること。

◇　**Ｕ・Ｊ・Ｉターン**

Ｕターンは、進学や就職で出身地を離れた後、ふるさと志向等により再び出身地に戻り移り住むこと。Ｊターンは、再び戻るものの、出身地に近い途中の地域に移り住むこと。Ｉターンは、都会に生まれ育った人が、地方での暮らしを志向して移り住むこと。

◇　**ユニバーサルデザイン**

みんなが快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。

◇　**ライフステージ**

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分したもの。人生の各段階。

◇　**リテラシー**

読み書き能力。また，ある分野に関する知識やそれを活用する能力をいう。

◇　**レセプト**

医療費の請求書。病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する明細書をいう。

◇　**ローリング方式**

計画の実施過程で、計画と実績の間に違いが生じているかを見直し、違いがある場合は計画を再編成し目標の達成を図る方式。

◇　**ワンストップサービス**

１ヵ所で業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きが行えたり、多様な商品が購入できること。複数の行政手続きや書類の受け取りが可能になることなどをいう。

計画策定の経緯

年	月日	会議名等	内容
平成18年	8 月 1 日	総合計画策定委員会設置	委員会・幹事会等
	8 月 30 日	総合計画策定幹事会	現況と課題の整理、基礎データ調査
	11月14日	総合計画施策検討会議	施策検討各課ヒアリング
	11月15日	〃	
	11月16日	〃	
	11月17日	〃	
	11月20日	〃	
	11月21日	〃	
	11月22日	〃	
	11月27日	〃	
	11月28日	〃	
	11月29日	〃	
	11月30日	〃	
平成19年	5 月 14 日	第1回総合計画策定委員会	策定体制、審議会委員の公募等検討
	5 月 30 日	議会全員協議会	審議会委員選考について
	6 月 5 日	区長会理事会	地区別座談会の開催について
	6 月 19 日	町長ヒアリング	
	6 月 22 日	総合計画アドバイザー打合せ	
	6 月 25 日	第2回総合計画策定委員会	
	7 月 3 日	第3回総合計画策定委員会	
	7 月 10 日	総合計画アドバイザー意見交換	
	7 月 18 日	各種団体懇談会	健康福祉部門
	7 月 18 日	各種団体懇談会	産業経済部門
	7 月 20 日	各種団体懇談会	生活地域自治部門
	7 月 20 日	各種団体懇談会	教育文化部門
	7 月 24 日	基本計画（第1次素案）検討	幹事会あて
	7 月 25 日	第1回総合計画審議会	基本構想（第1次素案）について
	7 月 30 日	第4回総合計画策定委員会	
	8 月 1 日	町四役へ中間報告	町長・副町長・収入役・教育長
	8 月 2 日	地区別座談会	月夜野地区

年	月日	会議名等	内容
平成19年	8 月 7 日	地区別座談会	月夜野地区
	8 月 8 日	地区別座談会	月夜野地区
	8 月 9 日	地区別座談会	水上地区
	8 月 21 日	地区別座談会	水上地区
	8 月 22 日	地区別座談会	水上地区
	8 月 23 日	地区別座談会	新治地区
	8 月 27 日	地区別座談会	新治地区
	8 月 29 日	地区別座談会	新治地区
	11 月 5 日	第5回総合計画策定委員会	
	11月15日	総合計画アドバイザー意見交換	
	11月26日	第2回総合計画審議会	第１次原案について
	12 月 3 日	町民意見公募手続	パブリックコメント手続～12月25日まで
	12月19日	総合計画アドバイザー提言	
平成20年	1 月 15 日	第6回総合計画策定委員会	
	1 月 28 日	第3回総合計画審議会	答申案承認
	2 月 12 日	総合計画審議会答申	
	2 月 27 日	議会全員協議会	
	3 月 14 日	3月議会定例会	平成20年3月6日提出（議案第51号） 平成20年3月14日議決

みなかみ町総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日　条例第 18 号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、みなかみ町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じみなかみ町総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

(1)　町議会議員

(2)　地域を代表する者

(3)　識見を有する者

（任期）

第４条　委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し会長事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２６日条例第１５号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

みなかみ町総合計画審議会名簿

１号委員（議会議員)

	役職名	氏　　名	公職名等
1	委　員	傳　田　創　司	議会議長
2	委　員	本　多　秀　律	議会副議長
3	委　員	根　津　公　安	総務文教常任委員長
4	委　員	中　村　　正	厚生常任委員長
5	委　員	久　保　秀　雄	産業観光常任委員長

２号委員（地域代表）

	役職名	氏　　名	公職名等
1	委員	小　﨑　洋　一　郎	区長会長
2	委員	河　合　　進	区長会副会長
3	委員	片　野　　繁	区長会副会長
4	委員	青　柳　玲　子	地域代表
5	委員	髙　橋　や　よ　い	地域代表
6	委員	髙　橋　裕　子	地域代表

３号委員（有識者）

	役職名	氏　　名	公職名等
1	委員	須　田　松　雄	商工会長
2	会　長	岩　田　照　丈	観光まちづくり協会長
3	委員	本　多　貞　良	農業委員会長
4	委員	萩　原　堅　次	社会福祉協議会長
5	委員	大　木　幸　次	老人クラブ連合会長
6	委員	山　田　忠　夫	文化協会長
7	委員	阿　部　俊　信	体育協会長
8	副会長	中　島　葉　子	婦人会長
9	委員	都　筑　尚　道	子ども会育成会連絡協議会長

第１次みなかみ町総合計画（案）について（諮問）

平成２０年１月２８日

みなかみ町総合計画審議会
　会長　岩　田　照　丈　様

みなかみ町長　鈴木　和雄
（総合政策課）

第１次みなかみ町総合計画（案）について（諮問）

みなかみ町総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、第１次みなかみ町総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

第１次みなかみ町総合計画（案）について（答申）

平成２０年２月１２日

みなかみ町長　鈴　木　和　雄　様
（総合政策課）

みなかみ町総合計画審議会
会長　岩　田　照　丈

第１次みなかみ町総合計画（案）について（答申）

平成２０年１月２８日付けで諮問のあった第１次みなかみ町総合計画（案）について、次のとおり答申します。

記

本審議会では、貴職より諮問のあった第１次みなかみ町総合計画（案）について、慎重に審議した結果、適切かつ妥当なものと認められ、案を了承するとの結論を得たので答申します。

なお、本審議会での意見は次のとおりであるので、十分配慮のうえ、計画を推進されるよう要望します。

１　人口減少、少子化、高齢化がますます進むと予想されるので、少子・高齢化対策を総合計画の最優先課題として、取り組んでいただきたい。
２　次世代へ「活力あふれるまち」として継承されるまちづくりを進めることが大切であり、元気や活力を一時的なものにしないために、施策を的確に実施していただきたい。
３　自然を誇りとして自慢し、子どもが安心して育ち、根付いていき、自信を持って生きていけるまちにしていただきたい。
４　勤労者の働きがあっての福祉であるという視点に立ち、観光や工業、農業などの産業を盛んにし、安定したまちづくりを総合計画で実施していただきたい。
５　子どもや高齢者が安全で安心して生活できるまちづくりを進めていただきたい。
６　文化、教育、産業など、あらゆる分野で、将来の子どもたちだけではなく、これからみなかみ町を背負う世代の人材や担い手を育成する施策を的確に実施していただきたい。

以上

策定委員会名簿

番号	役職	職名	氏名	備考
1	委員長	副町長	腰越孝夫	
2	副委員長	収入役	大川浩一	
3	副委員長	教育長	登坂義衛	
4	委員	総務課長	鬼頭春ニ	
5	委員	総合政策課長	林昭	
6	委員	税務課長	林文博	
7	委員	保健福祉課長	阿部一司	
8	委員	環境課長	阿部正	
9	委員	農政課長	阿部行雄	
10	委員	観光商工課長	木村一夫	
11	委員	地域整備課長	若桑一雄	
12	委員	上下水道課長	鈴木初夫	
13	委員	学校教育課長	石坂武	
14	委員	生涯学習課長	宮下達男	
15	委員	議会事務局長	林耕平	
16	委員	水上支所長	小野良一	
17	委員	新治支所長	山賀晃男	

第１次みなかみ町総合計画
平成２０年３月
発行　群馬県みなかみ町
編集　総合政策課

MINAKAMI

第１次みなかみ町総合計画

平成 20 年３月

発行　群馬県みなかみ町
編集　総合政策課